

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修会

PGD-5 相談支援の充実・強化と都道府県による市町村支援

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 小川陽

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

【復習】相談支援とは

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談支援の流れ（イメージ）

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

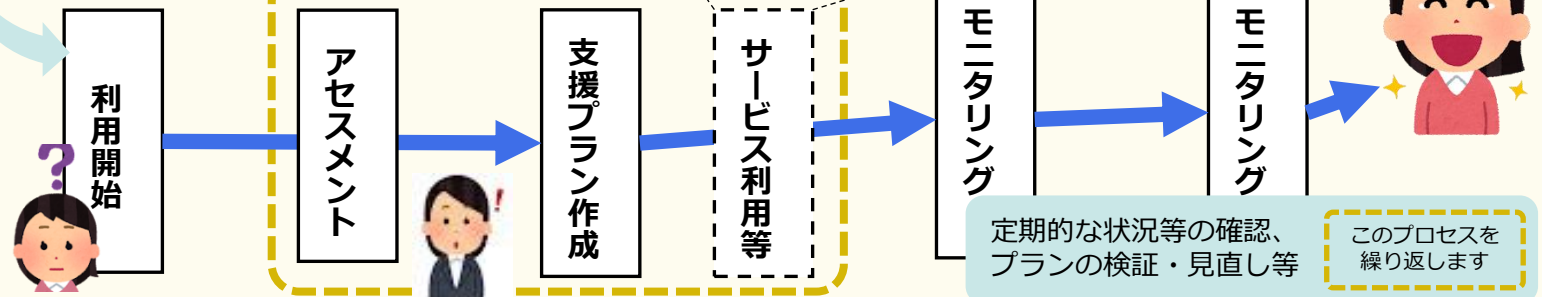
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合



障害福祉サービス等を利用する場合

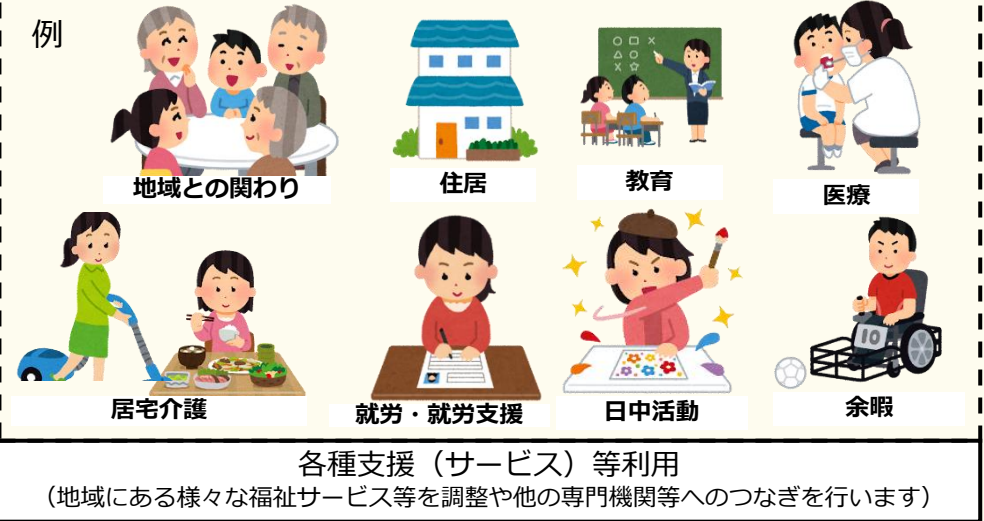


計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
- ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
- ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。

このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

例



相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携

地域における連携体制の構築



○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



オンラインの利活用も可能

○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

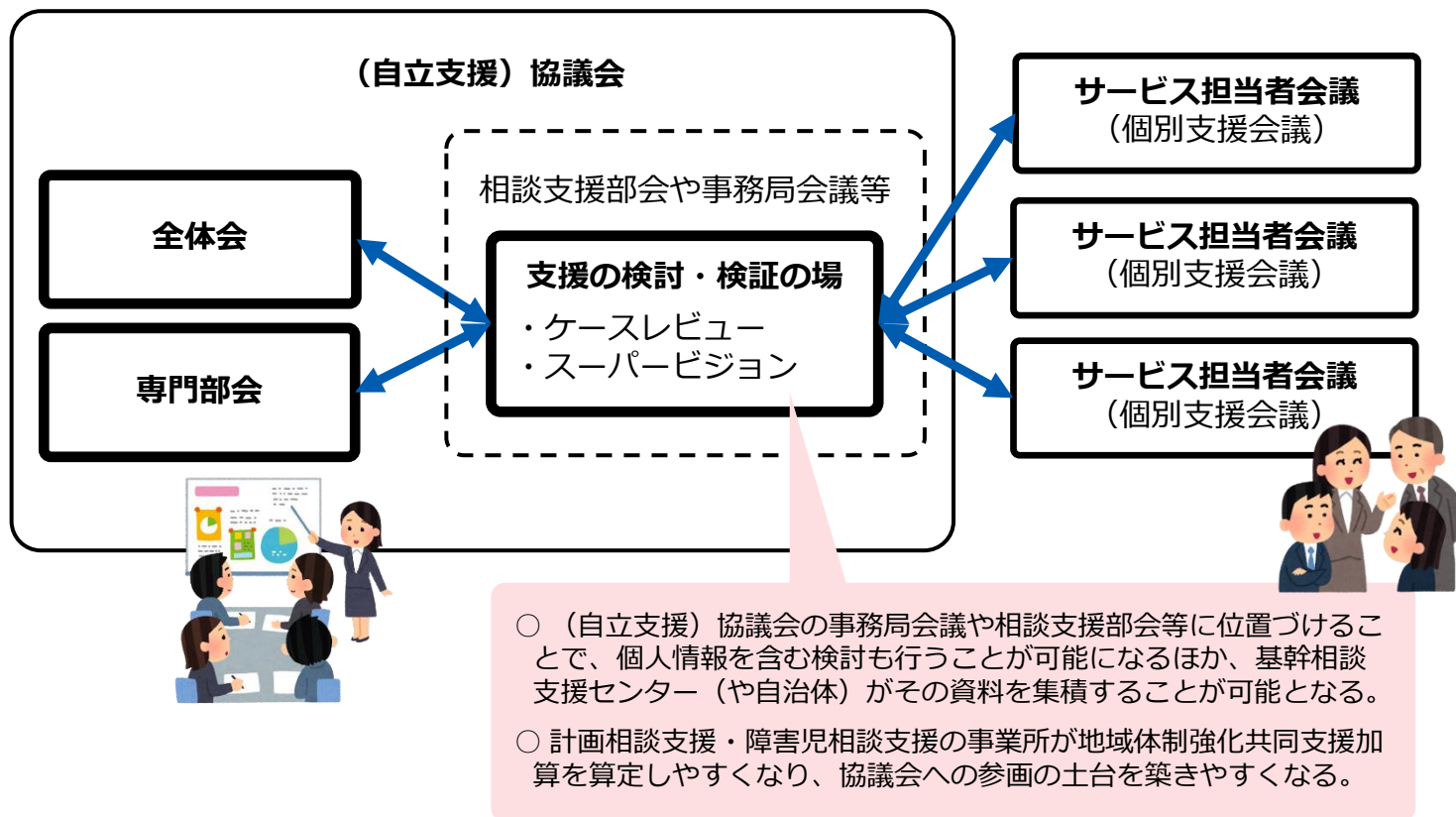
○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



相談支援の現状と課題

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害福祉分野における相談支援の歴史

【第1段階】 障害福祉分野における相談支援の誕生

障害者
ケアマネ
ジメント
従事者

初任者研修はこの事業の従事者養成研修の流れを汲む

市町村障害者相談支援事業（身体）

障害児(者)地域療育等支援事業（知的）

精神障害者地域生活支援事業（精神）

障害者等の福祉に関する様々な課題についての相談支援（ケアマネジメントの技法により支援）

障害福祉サービス等を利用する者に対し、ケアマネジメントを給付

【第2段階】 相談支援の法定化（障害者自立支援法）

相談支援専門員

指定相談支援事業に配置される職種として規定
【実務経験＋研修修了が要件】
【現任研修による資格更新要】

市町村障害者相談支援事業
（地域生活支援事業）

指定相談支援事業

自立支援
協議会

【第3段階】 「相談支援の充実・強化」（障害者自立支援法改正法以降）

主任
相談
支援
専門
員

量に加えて質の向上
⇒ 相談支援の質の向上に向けた検討会 H28～R1

基幹相談支援センター
（地域生活支援事業）

市町村障害者相談支援事業
（地域生活支援事業）

指定特定相談支援事業
（計画相談支援）

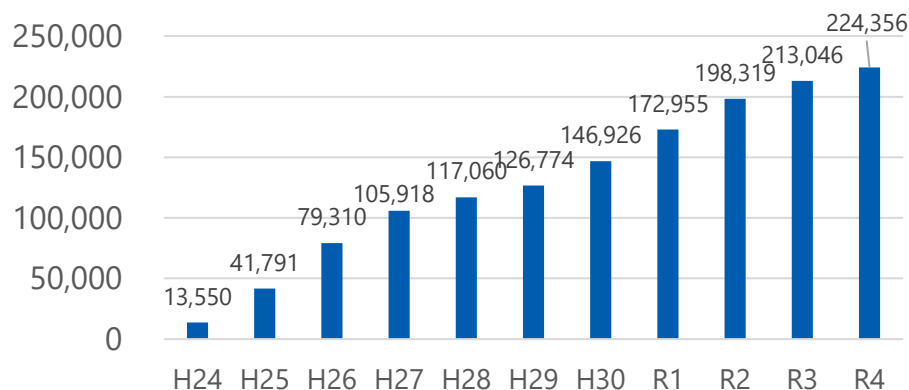
指定障害児相談支援事業
（障害児相談支援）

指定一般相談支援事業
（地域相談支援）

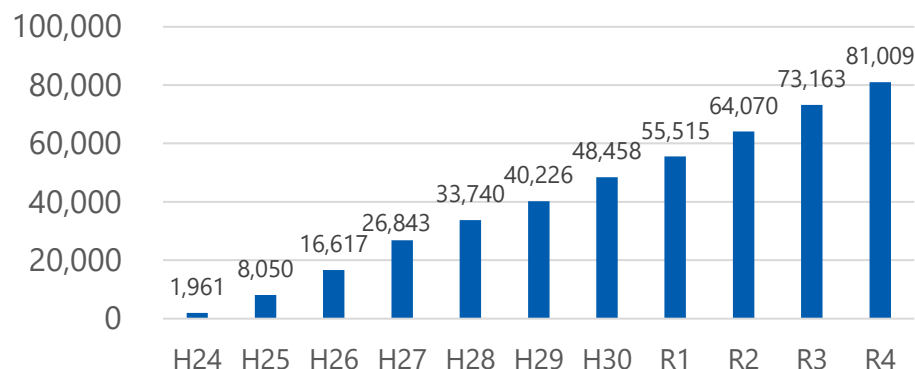
（自立支援）
協議会

法定化

計画相談支援利用者数の推移（一月平均（人））



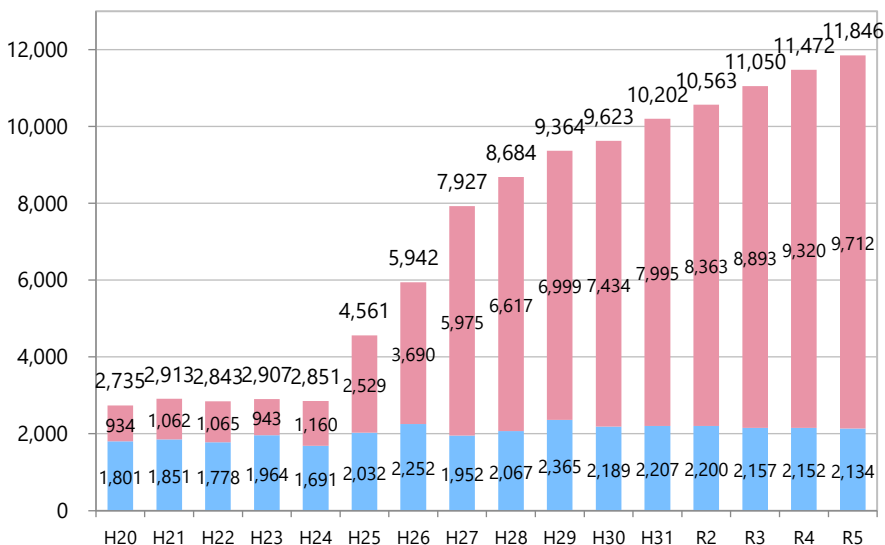
障害児相談支援利用者数の推移（一月平均（人））



指定特定・指定障害児相談支援事業所数（経年比較）

指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち

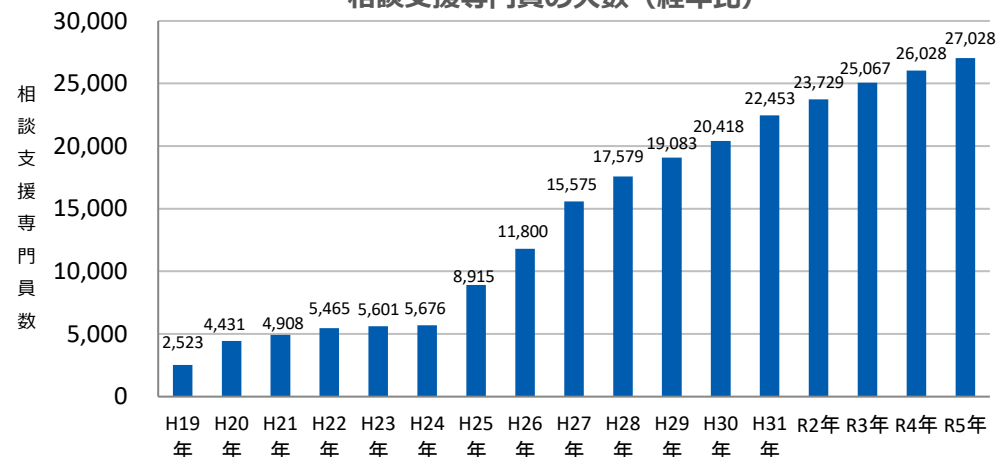
■市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所
■市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。
※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている

相談支援専門員の人数（経年比）



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

○適切なモニタリング頻度の設定（計画相談支援、障害児相談支援）

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の頻度は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38 } に記載
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

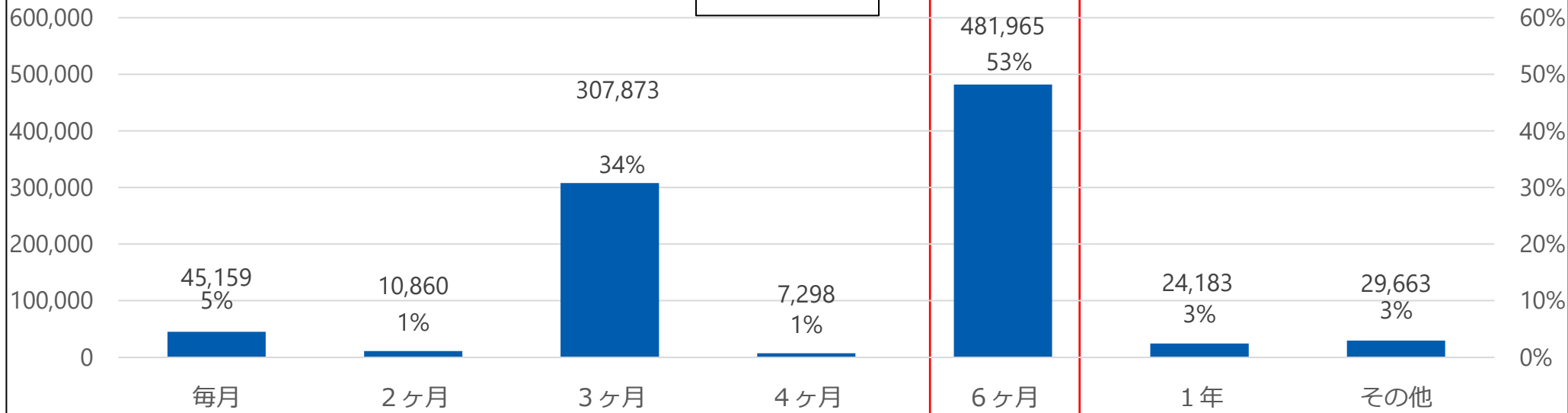
- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

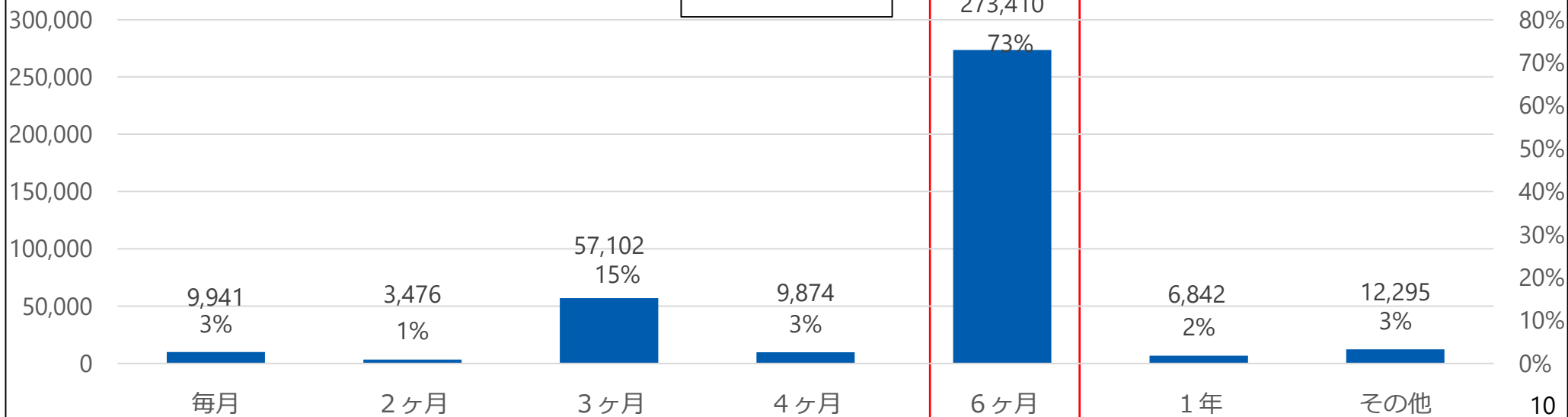
単位：人

計画相談支援



単位：人

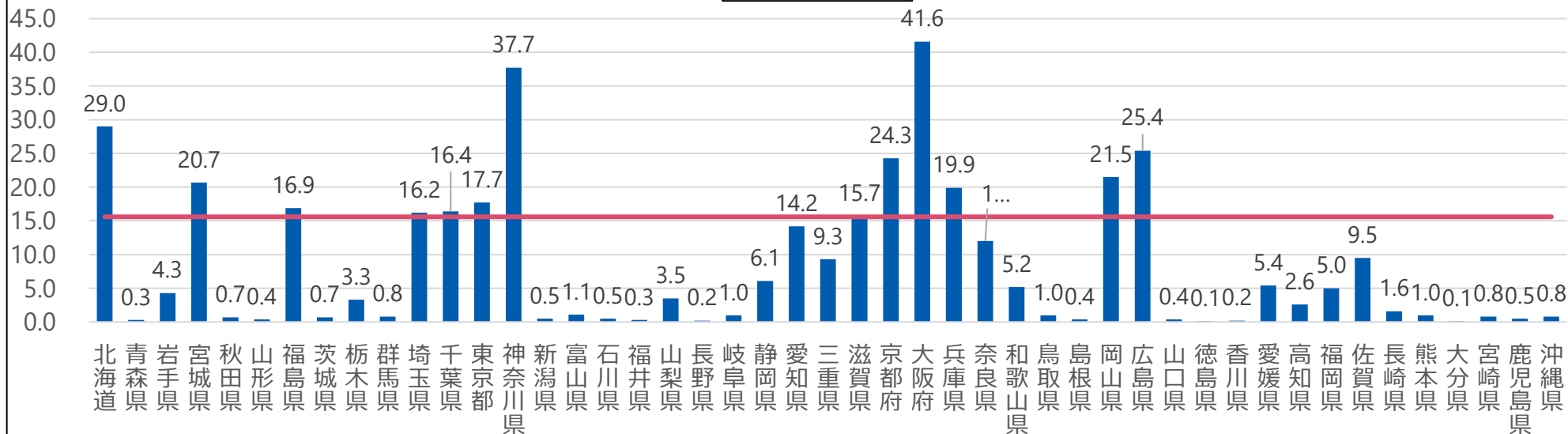
障害児相談支援



計画相談支援

【セルフプラン率の全国平均15.6%】

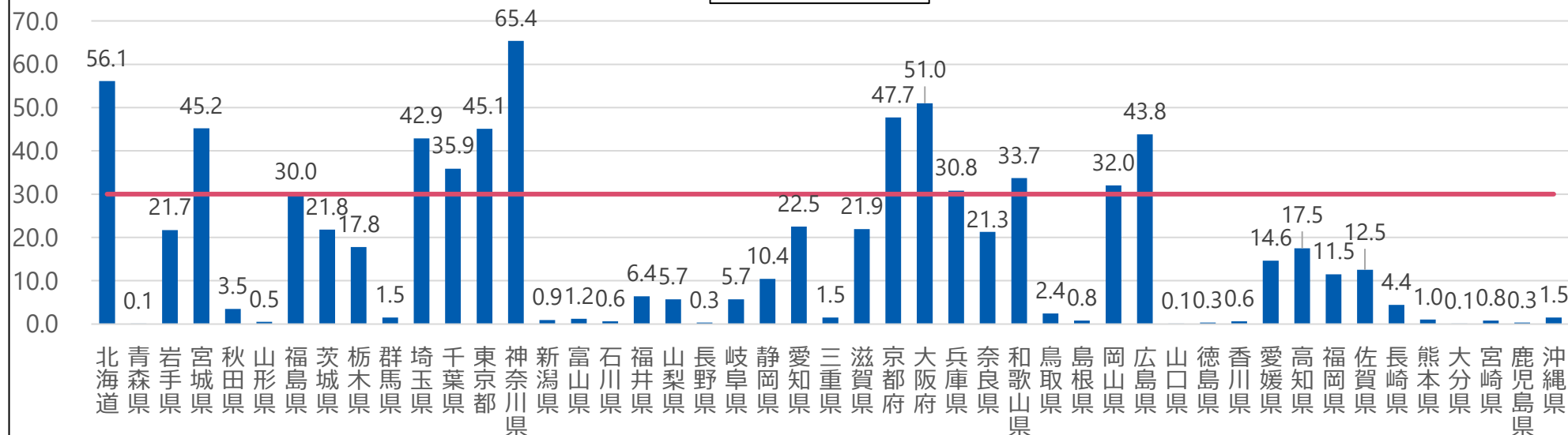
単位：%



障害児相談支援

【セルフプラン率の全国平均30.0%】

単位：%



「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣 旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

（人材育成）

① 基本的な考え方について

- ・ 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- ・ 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- ・ 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- ・ 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- ・ 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- ・ 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・ 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- ・ 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- ・ 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・ 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・ 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・ 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・ 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

機能強化型基本報酬（計画相談支援、障害児相談支援）

○令和6年度報酬改定において、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、算定要件を追加した上で、報酬を引き上げ。
 【経過措置】改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた場合、令和7年3月31日までの間は(3)-⑤、(3)-⑥の要件を満たしているものとみなす。

機能強化型基本報酬算定要件		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	※ 1	○	－	－	－
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。		－	○	－	－
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。		－	－	○	－
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。		－	－	－	○
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		○	○	－	－
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。		○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者（※1）の同行による研修を実施していること		○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること		○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること		○	○	○	○
新 (3)-⑤ (自立支援)協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること ★		○	○	○	－
新 (3)-⑥ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること ★（※2）		○	○	○	－
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること（※3）		○	○	○	○

○相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。
 ○機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。
 ○現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

- ※1 (1)-①②③④及び(3)-②における現任研修修了要件については、特別地域に所在する事業所について、都道府県と連携して市町村が認めた場合、事業所外の主任相談支援専門員等による助言・指導の体制を確保することによって要件を満たしていることとできる。
- ※2 (3)-⑥の要件について、令和9年3月31日迄の間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等（市町村障害者相談支援事業の受託事業所等）が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していることとする。
- ※3 相談支援員は0.5人と換算して員数に繰り入れて計算することができる。
- ★ 基幹相談支援センターが(3)-④、(3)-⑤、(3)-⑥の取組のいずれかについて一体的に実施している場合には、その取組をもって該当する要件を満たしていることも可。

複数事業所の協働による機能強化型基本報酬に係る事業所体制の確保

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

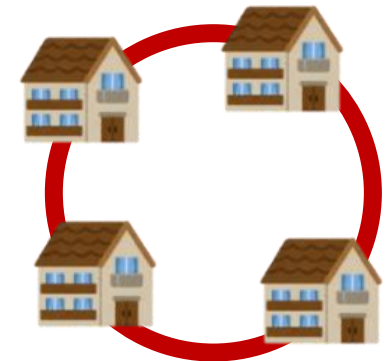
① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）

1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所

新 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。
令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有)

② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

(※) 離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。



【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

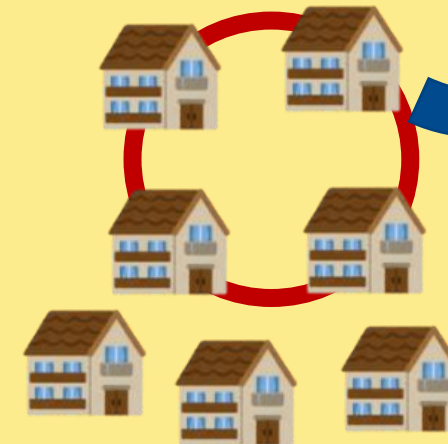
【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

＜日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等＞

- NSK版モデル協定書
<https://nsk2009.org/?p=604>
- 相談支援事業の複数事業による協働モデル
<https://nsk2009.org/?p=968>
- 複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
<https://nsk2009.org/?p=1244>

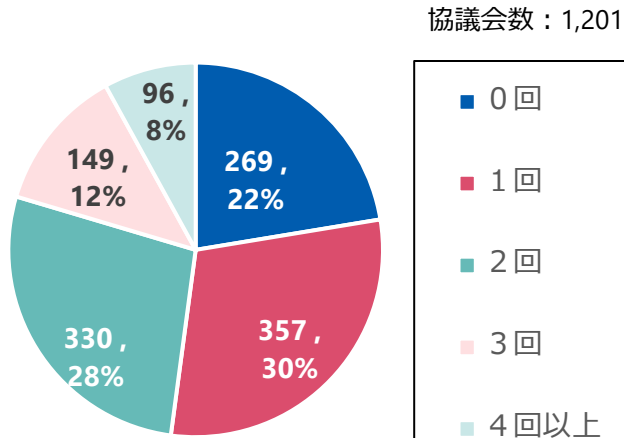
協働が可能な要件を満たす事業所



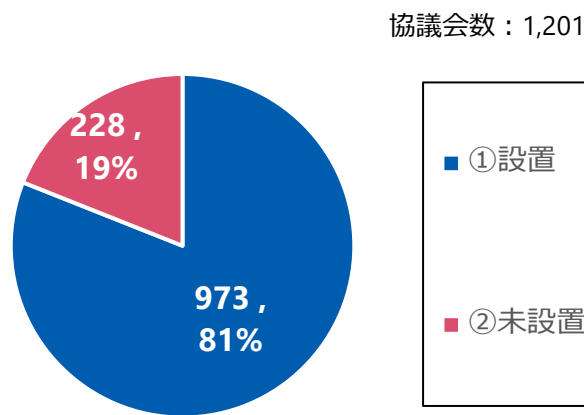
(自立支援) 協議会 専門部会について

(自立支援) 協議会の開催実績 (令和4年度)

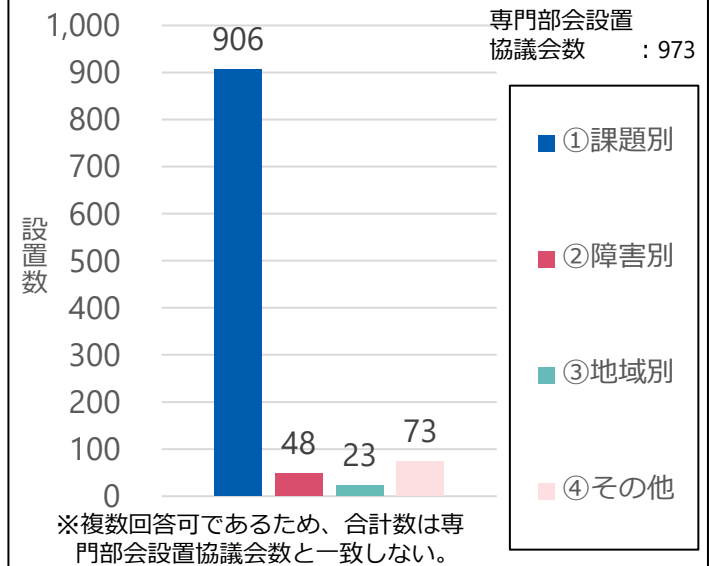
※専門部会を除く



(自立支援) 協議会専門部会の設置状況

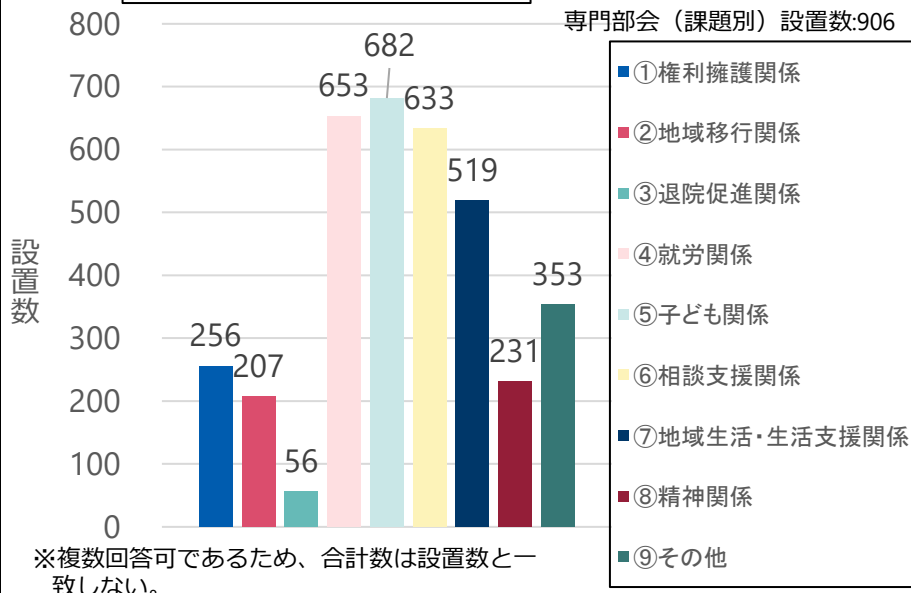


(自立支援) 協議会の専門部会の種類



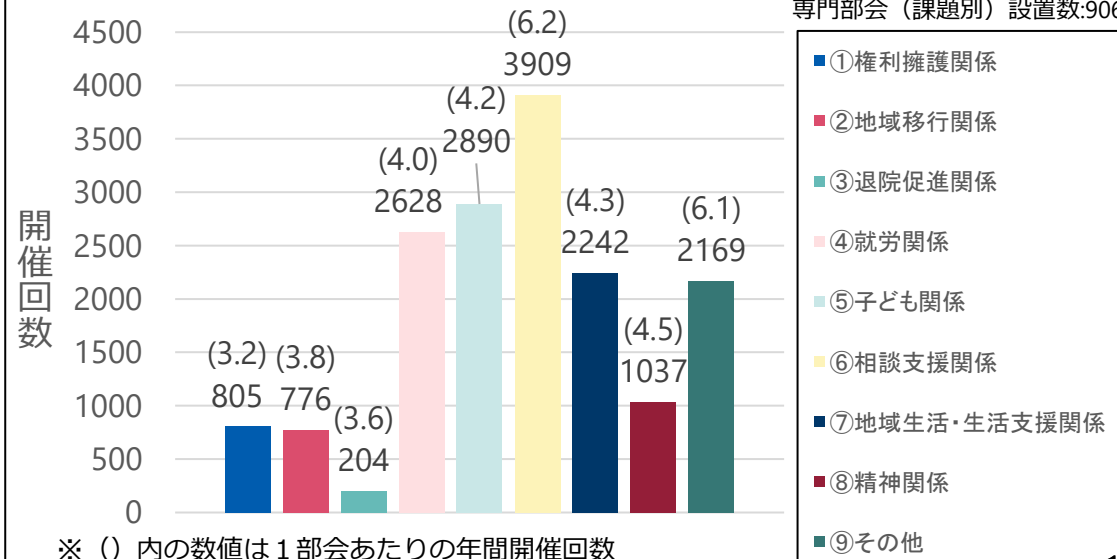
専門部会（課題別）の設置状況

専門部会（課題別）設置数:906



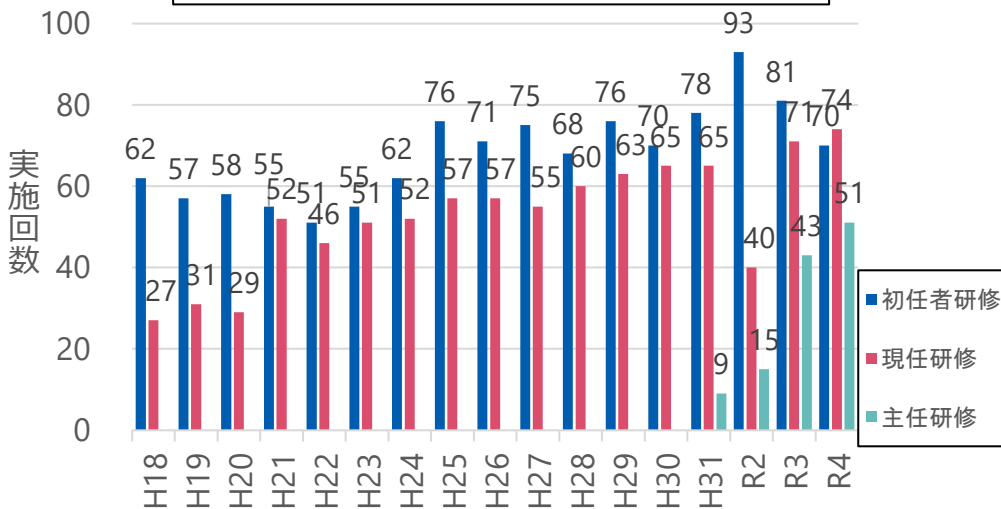
専門部会（課題別）の開催実績 (令和4年度)

専門部会（課題別）設置数:906



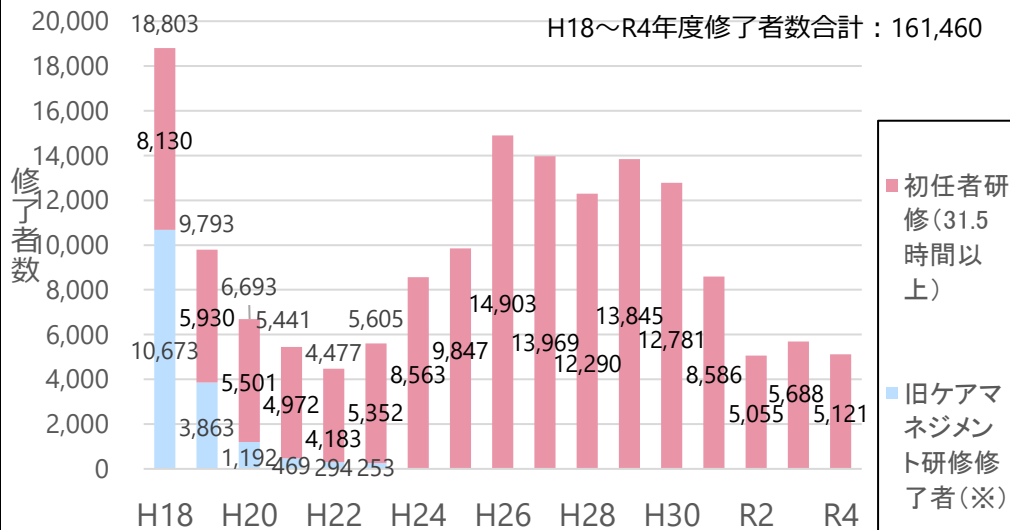
相談支援従事者研修について

相談支援従事者研修の実施回数（経年比較）



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

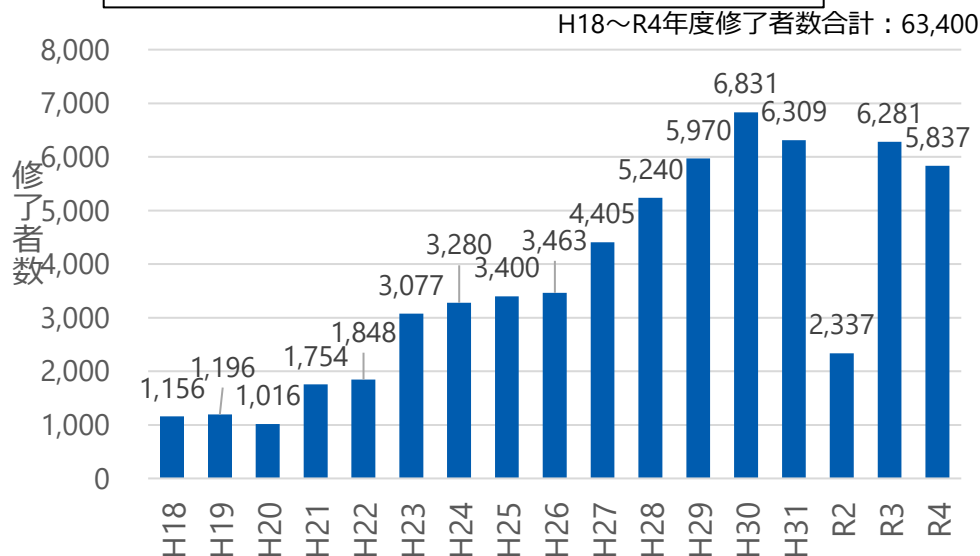
相談支援従事者初任者研修の修了者数（経年比較）



※旧ケアマネジメント研修修了者を対象とした研修（6.5時間以上）修了者（23年度まで実施）

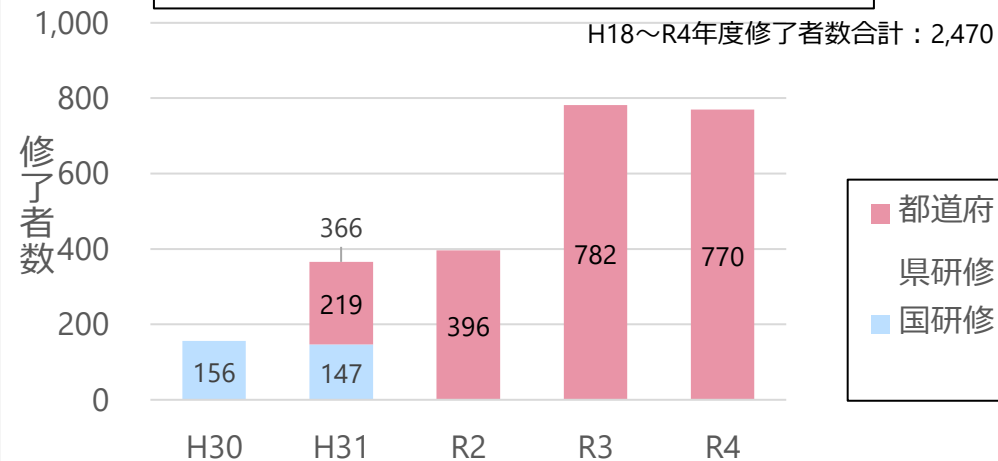
※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者現任研修の修了者数（経年比較）



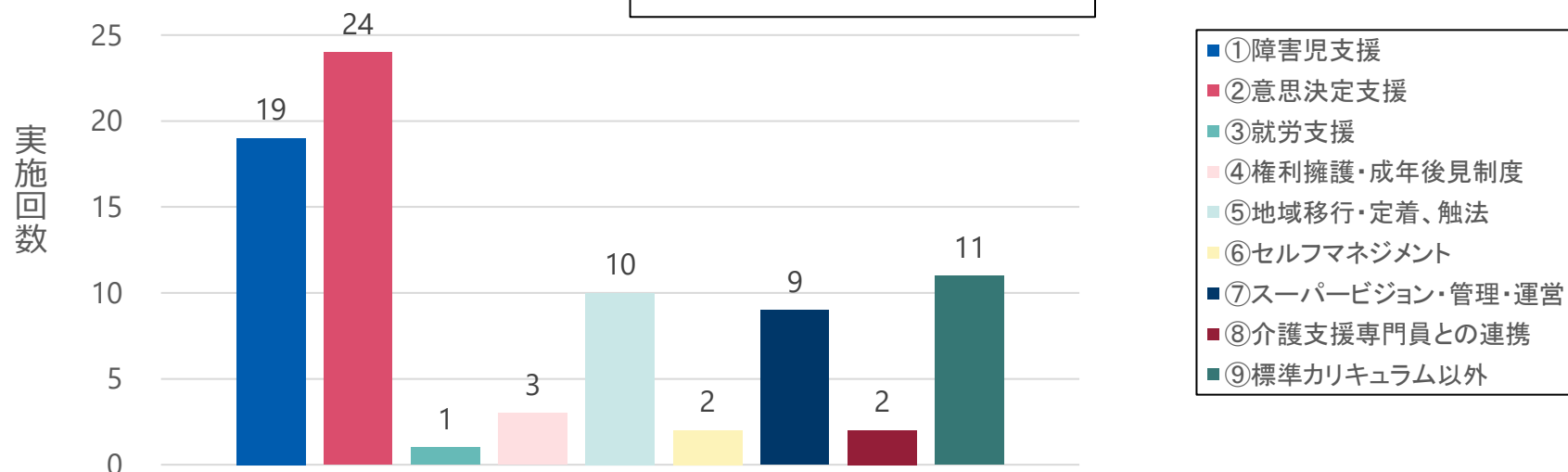
※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者主任研修の修了者数（経年比較）

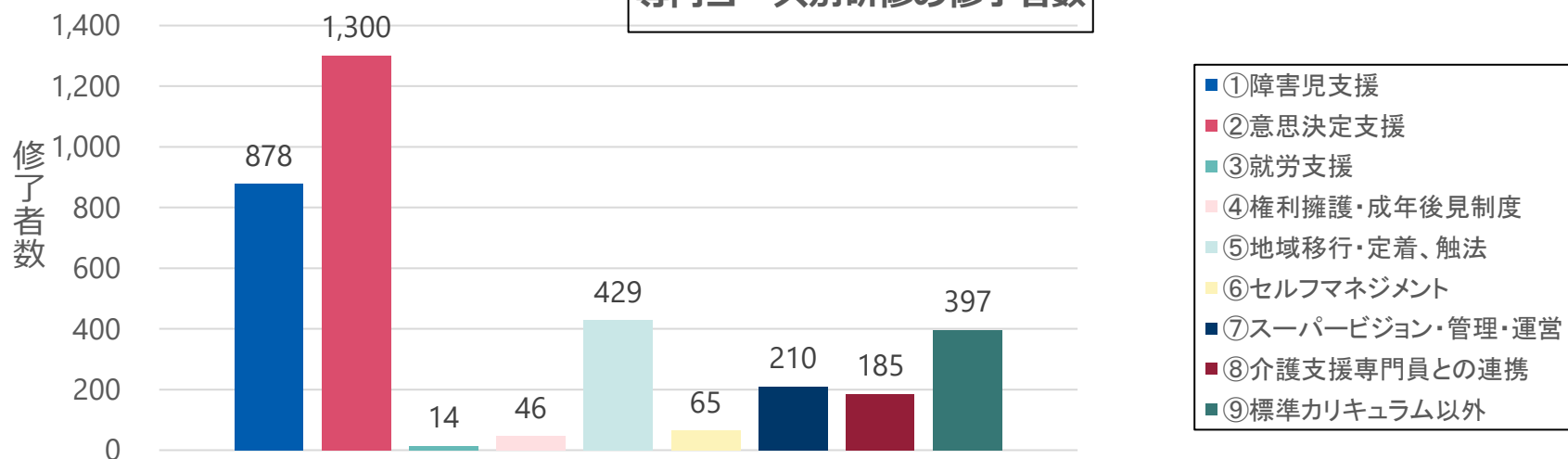


専門コース別研修について（令和４年度）

専門コース別研修の実施回数



専門コース別研修の修了者数



※①～③については、相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修共通コースとして設定

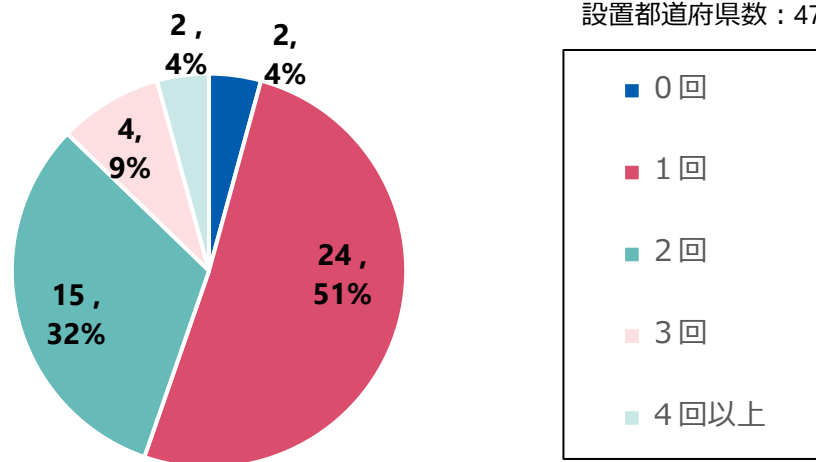
※④～⑧については、相談支援従事者研修に設定

(自立支援) 協議会 専門部会について

(自立支援) 協議会の開催実績 (令和4年度)

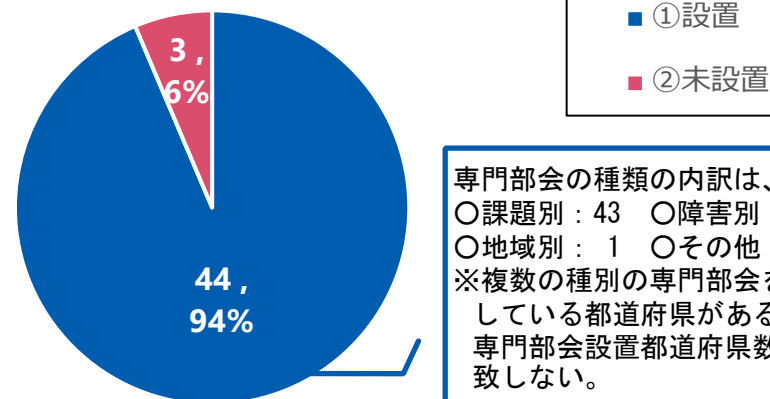
※専門部会を除く

設置都道府県数：47



(自立支援) 協議会専門部会の設置状況

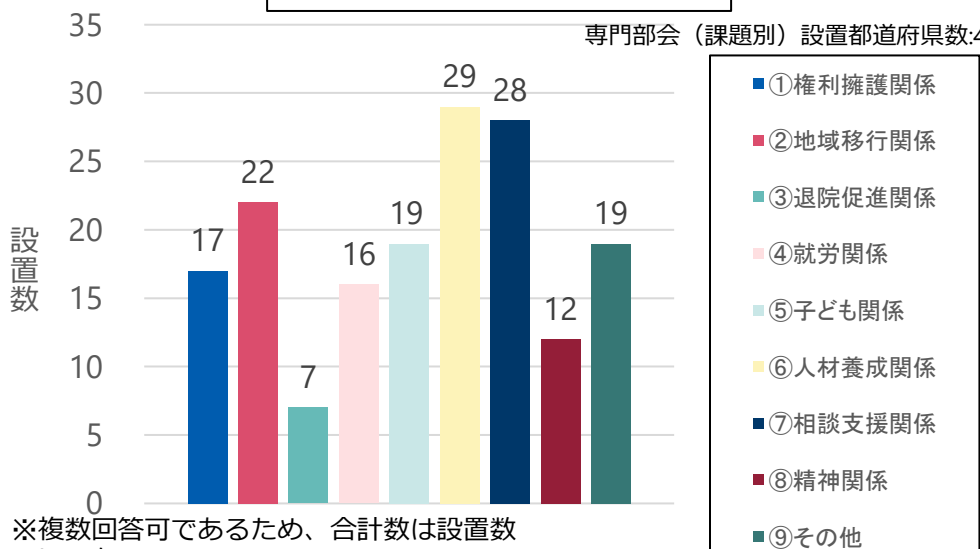
設置都道府県数：47



専門部会の種類の内訳は、
○課題別：43 ○障害別：5
○地域別：1 ○その他：2
※複数の種類の専門部会を設置している都道府県があるため、専門部会設置都道府県数と一致しない。

専門部会（課題別）の設置状況

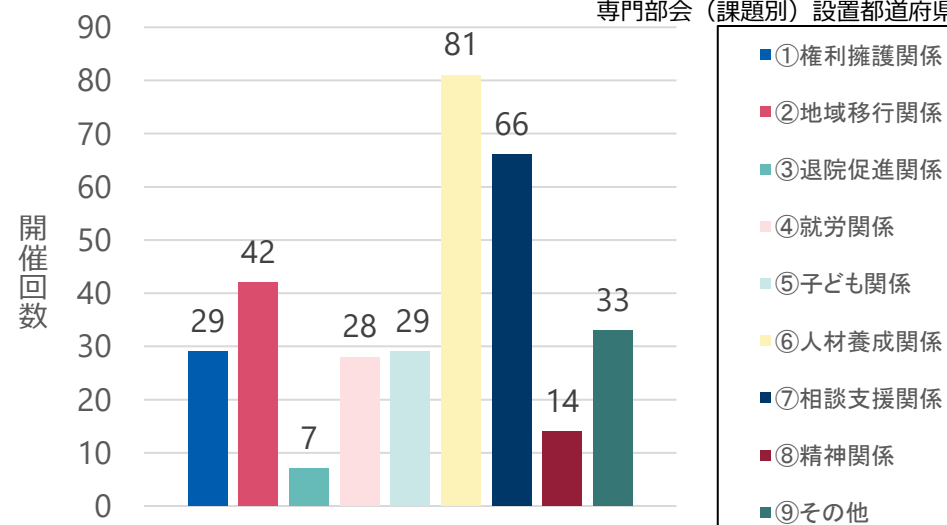
専門部会（課題別）設置都道府県数:44



※複数回答可であるため、合計数は設置数と一致しない。

専門部会（課題別）の開催実績 (令和4年度)

専門部会（課題別）設置都道府県数:44

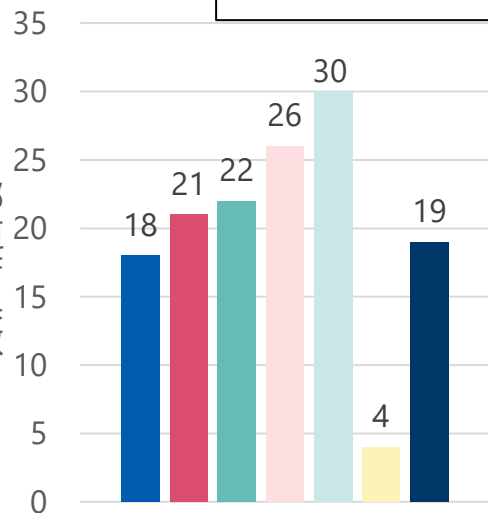


都道府県（自立支援）協議会について

（自立支援）協議会での協議項目

設置都道府県数:47

- ①市町村協議会で抽出された課題の検討
- ②都道府県内の圏域ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方を助言
- ③相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ④専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ⑤都道府県障害者福祉計画の作成・具体化に向けた協議
- ⑥相談支援体制整備特別事業について
- ⑦その他

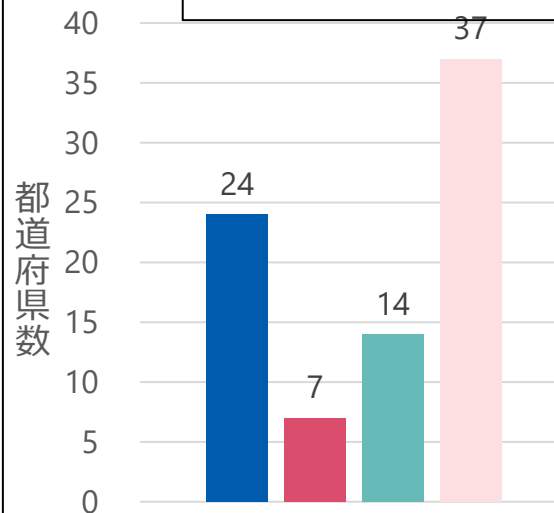


※複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

（自立支援）協議会の活性化に向けての工夫

設置都道府県数:47

- ①圏域ごとにアドバイザーを配置し、相談支援体制の充実に向けた支援を行う
- ②市町村協議会の運営状況を確認する職員を配置（委託可）
- ③圏域ごとに圏域調整会議や協議会等を設置し、地域の状況把握に努める
- ④情報交換、状況把握など

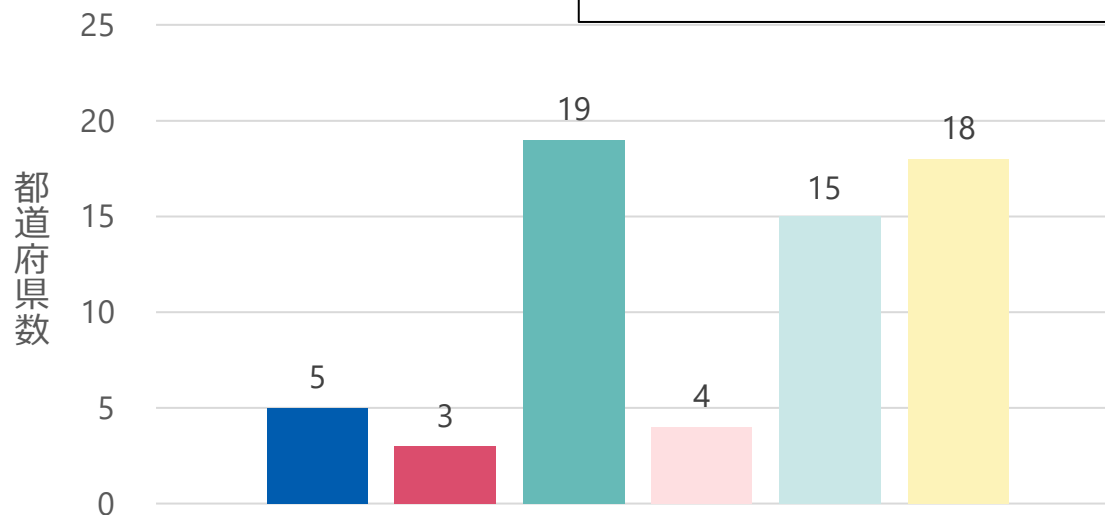


※複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

（自立支援）協議会の運営に関する課題

設置都道府県数:47

- ①障害福祉サービスの実施状況や基盤整備の状況を把握することができない
- ②都道府県の課題（人材育成、地域移行等）を把握することができない
- ③市町村や市町村協議会との連携方法がわからない
- ④協議会の開催方法（議題など）がわからない
- ⑤予算の確保が困難
- ⑥その他



※複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

まとめ – これから地域で取り組むこと

●求められる役割を果たすために必要な相談支援専門員は足りているか

- ・事業所の数より人の数に視点を向ける + 人数と同時に役割を果たすために必要な人が配置できるかに視点を置く
←相談支援に関する事業等の複雑化は充実・強化（≡必要な人材・人員の確保策）策積み重ねの産物

⇒ さらに必要な相談支援専門員の確保が必要な場合、どうすればよいか。

- ・障害福祉サービス等を利用する者の相談支援については、給付費（義務的経費）を活用する。※モニタリング頻度
相談支援事業所の一定の大規模化を図る。

難しい場合には地域での協働体制を模索する。（体制構築は官民で共に考える）
見守りが必要な者については、自立生活援助や地域定着支援を活用する。

機能強化型基本報酬を算定するには、
質の向上のための取組が要件となる。

地域移行支援に該当する者については、地域移行支援を活用する。

- ・独自の財源・交付税はそれ以外の住民に対する相談支援に充てる。

「委託相談」の広さを狭める決断も重要、他分野と協働して「地域の（福祉の）相談体制」を創ることも視野に入れる。

- ・相談支援体制の充実・強化、地域づくりは基幹相談支援センターの役割と明確化。補助金の活用

●相談支援専門員が「その期待される役割を果たし」「よい仕事をする」ためには、どうすればよいか。

- ・相談支援は本来自治体がすべき業務と整理されていたり、支給決定（行政処分）の根拠の一部をなす特に公共性の高いもの
→地域で「めあわせ」をしてゆくことが必要 →地域で共に考えたり検証することが必要
⇒各セクターが水平の立場で実施することがポイント【支援者支援・OJTも併せて行うこと】
※この体制作りと相談支援従事者養成研修の実習の実施体制を連動させる（実習を体制づくりのきっかけに）

●地域住民の相談ニーズを受け止めきれているか。

- ・住民にとってわかりやすい窓口の設置や「来た」相談の受け止めに加えて、アウトリーチの視点も重要。
- ・障害福祉分野としての専門性の確保と「総合的」「包括的」な相談支援体制の両面から。

相談支援の今後の方向性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2.1 令和6年度報酬改定のポイント

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- ・ 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援）

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価
＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（ワライ 60単位）、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
 ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）</u> 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。26

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	－	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

令和4年障害者総合支援法等一部改正について

2.2 相談支援に係る改正事項と地域の相談支援体制整備

基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

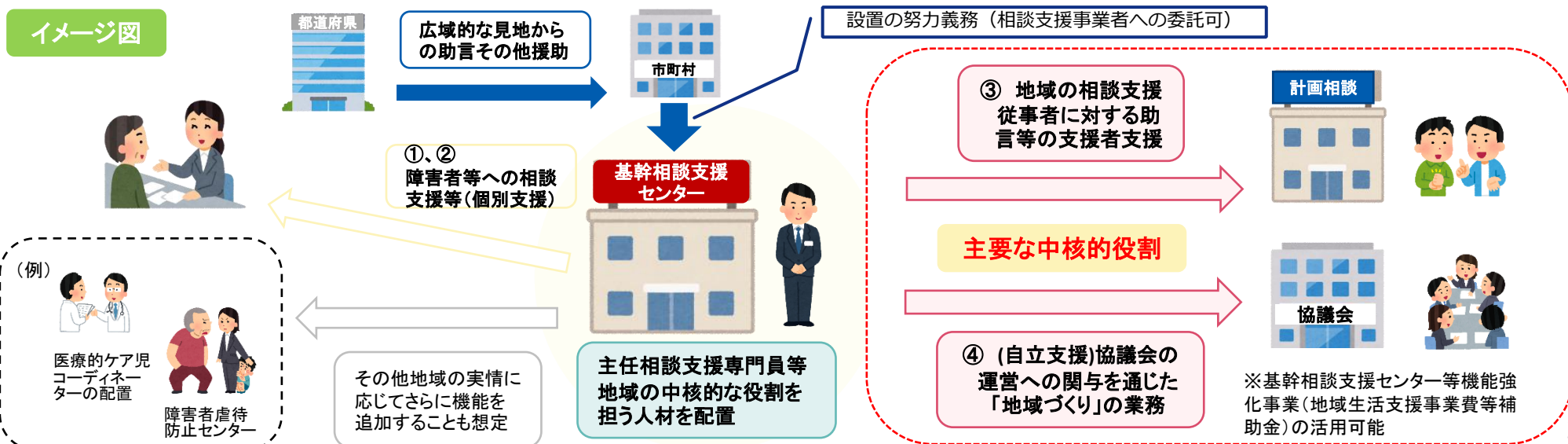
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

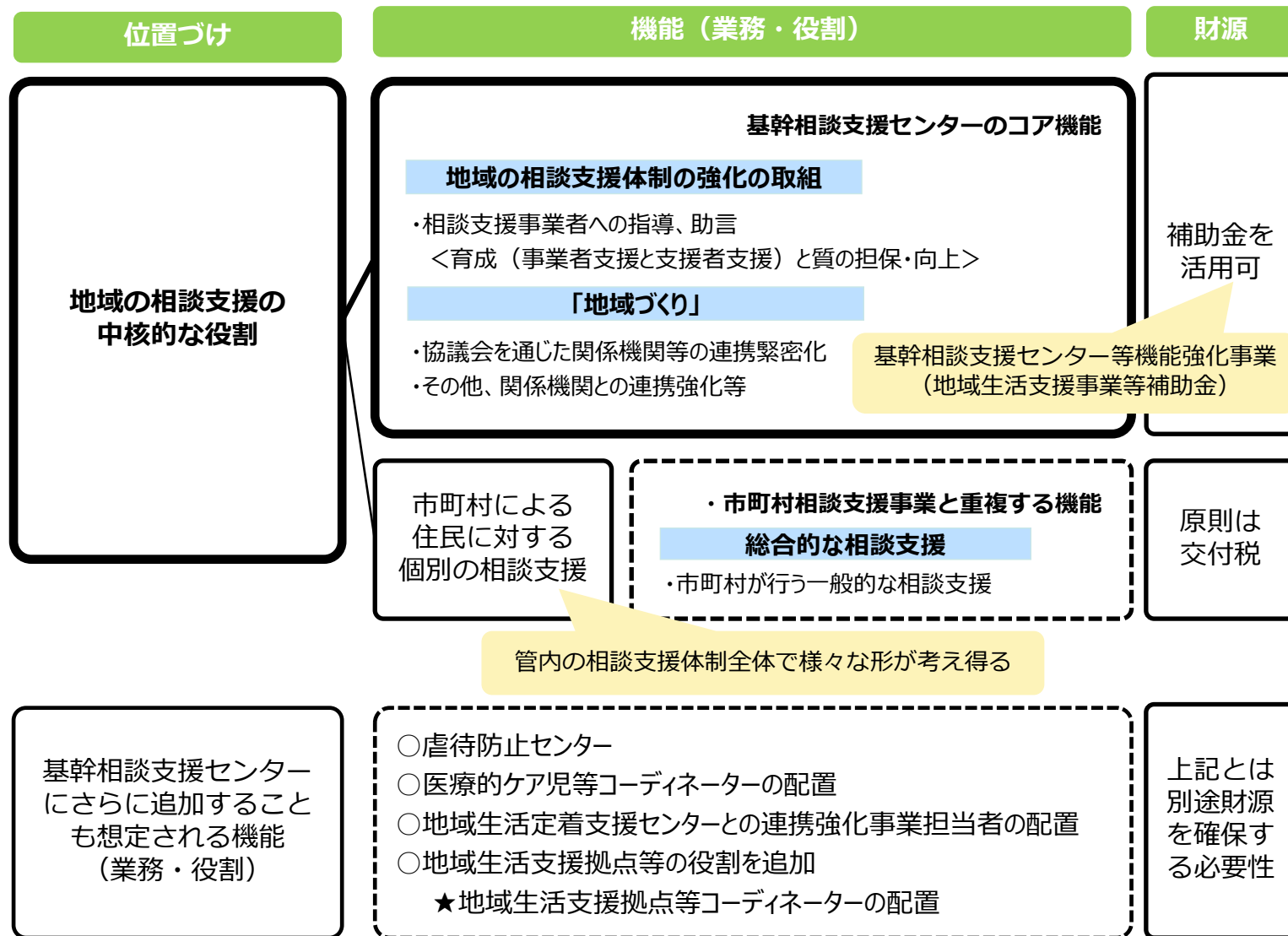
③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



基幹相談支援センターの役割（イメージ）

本イメージは現在検討中のものであり、今後修正等もありうる



地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。

相談支援の機能

機能の担い手

地域の相談支援の中核的な役割

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への指導、助言
＜育成（事業者支援と支援者支援）
と質の担保・向上＞

「地域づくり」

- ・協議会を通じた関係機関等の連携緊密化
- ・その他、関係機関との連携強化等

住民に対する個別の相談支援

障害福祉サービス利用者以外

- ・市町村が行う一般的な相談支援
- ★基幹相談支援センターが一元的に実施する場合や本事業のみを委託事業者等が実施する場合、総合相談窓口として運用する場合、機能や地域により複数の窓口を設置する等、地域の実情に応じて様々な形があり得る。

障害福祉サービス利用者

計画相談支援
障害児相談支援
地域相談支援

基幹相談支援センター



基幹相談支援センターの範囲に該当する地域の相談支援の中核的な役割や熟練や高度な技術・知識を要する個別支援の担い手としては主任相談支援専門員の活躍が期待される。

市町村障害者相談支援事業



- 基幹相談支援センターと市町村相談支援事業は指定相談支援事業所に委託可。
- 委託を受ける場合、事業者は計画相談の実施体制とは明確な切り分けが必要

計画相談支援



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

令和5年1月23日社会保障審議会障害者部会 資料1-2

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和3年4月1日時点で11,050箇所、従事する相談支援専門員の数は25,067人となっており増加傾向にある。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実を求める声がある。
- 基幹相談支援センターの設置市町村は、令和3年4月1日時点で50%(873市町村・1,100箇所)にとどまっているほか、設置済みの場合であっても地域の中核的な役割を担う機関としての機能が充分果たせていないセンターがある。
- 協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されているが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声がある。
- 令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の内容が施行予定。
 - ・基幹相談支援センターについて、市町村における設置の努力義務及び地域の相談支援事業者への助言等の役割を明記
 - ・協議会について、個別事例に関する情報共有を明記し、参加者の守秘義務や関係機関の情報提供等の努力義務を設ける

成果目標(案)

- 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される。
- 協議会については、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っている。
- 上記の観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

令和4年障害者総合支援法等一部改正について

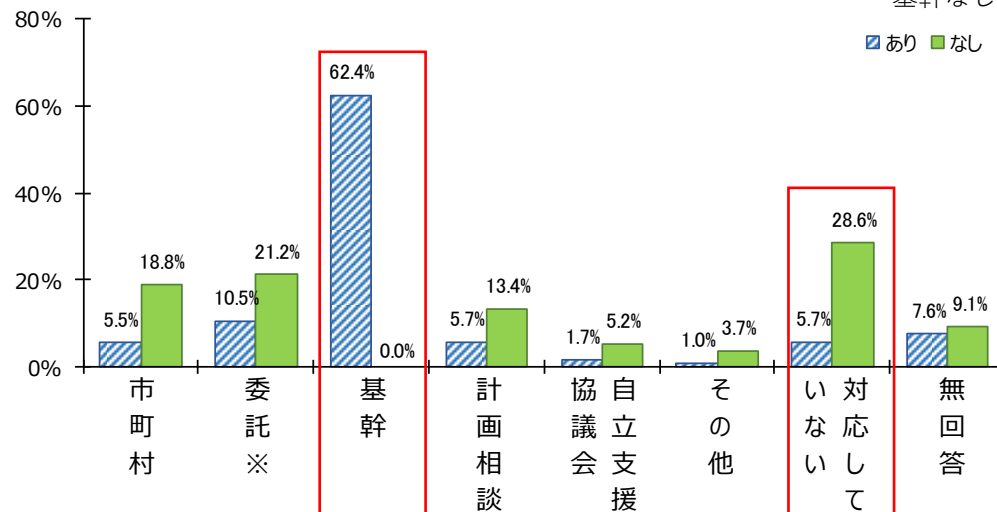
2.2.1 基幹相談支援センターの設置促進

市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

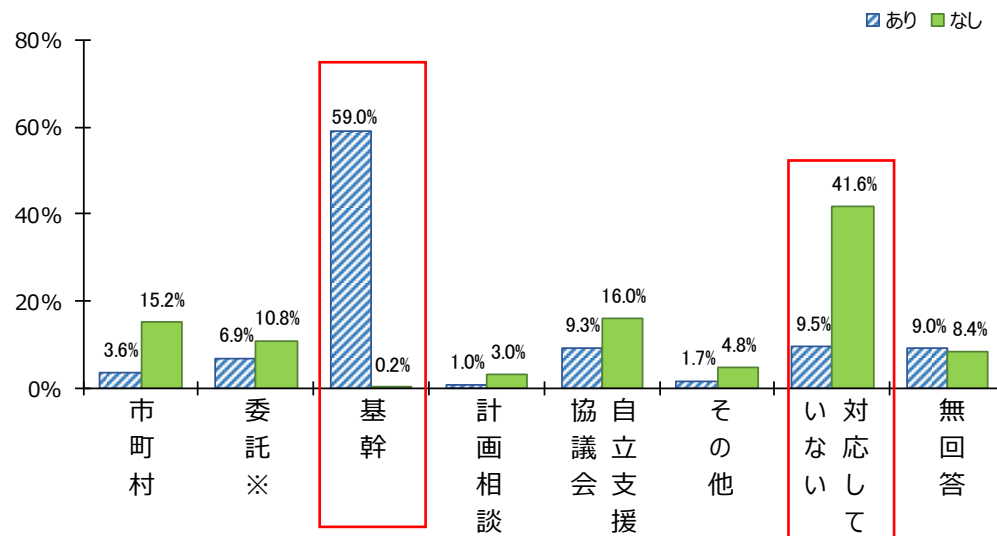


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462



研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

※委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記

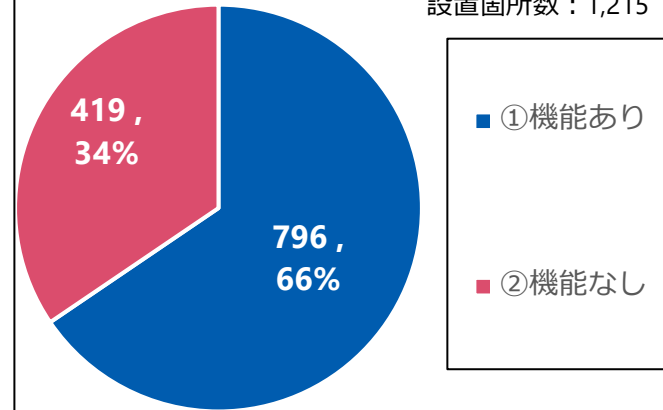
（令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書 実施：一般社団法人北海道総合研究調査会）

基幹相談支援センターについて

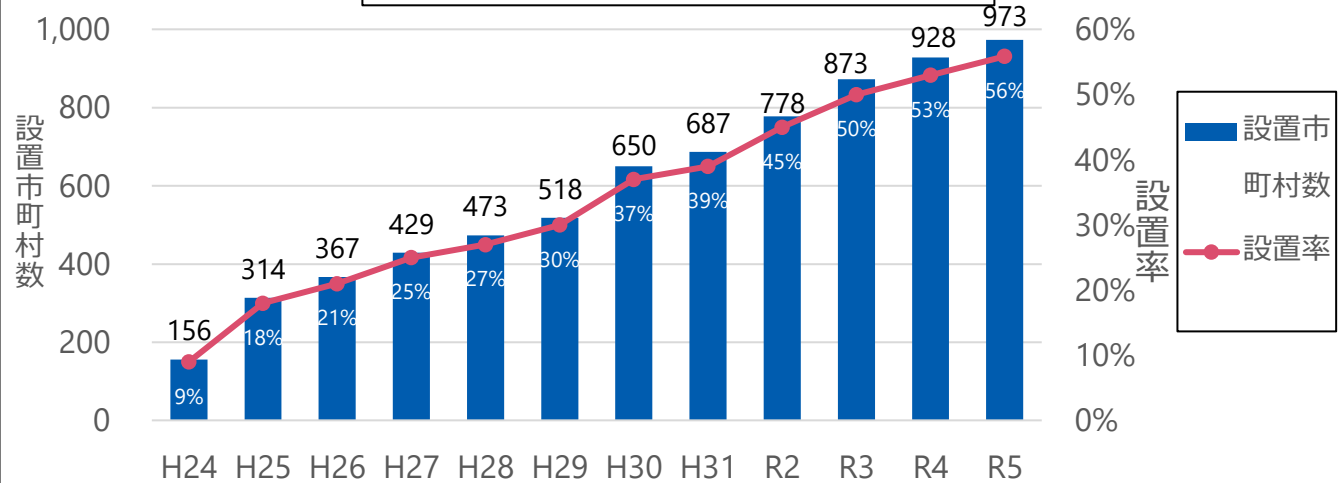
障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果（障害福祉課調べ、2023.4.1時点）

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター

設置箇所数：1,215



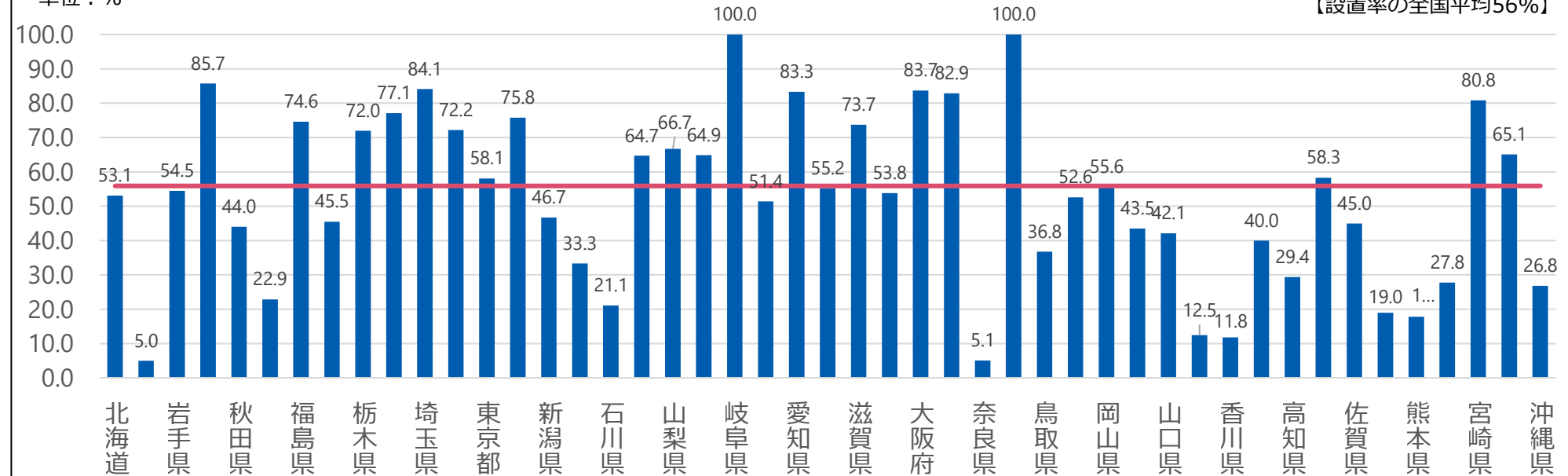
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

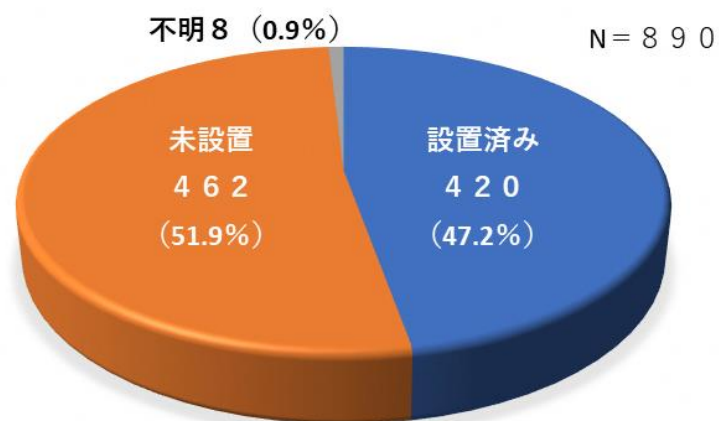
単位：%

【設置率の全国平均56%】



人口規模別にみた基幹相談支援センターの設置状況

基幹相談支援センターの設置状況

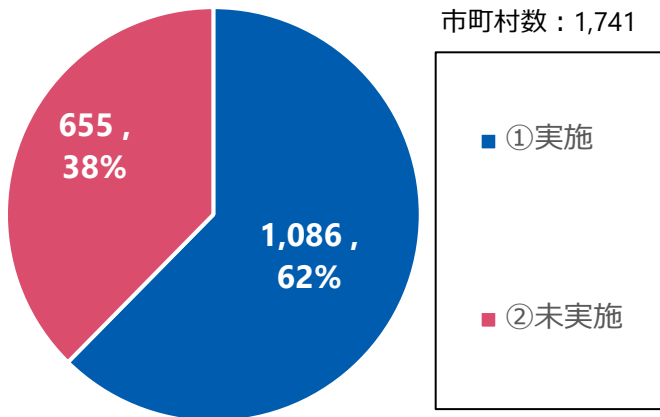


人口規模		センターの 設置あり	センターの 設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	38.9%	60.2%	0.9%	100.0%
1万人以上～ 5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	40.6%	58.3%	1.1%	100.0%
5万人以上～ 10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	45.0%	54.4%	0.7%	100.0%
10万人以上～ 20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	70.0%	28.9%	1.1%	100.0%
20万人以上～ 50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	78.0%	22.0%	0.0%	100.0%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	76.2%	23.8%	0.0%	100.0%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	47.2%	51.9%	0.9%	100.0%

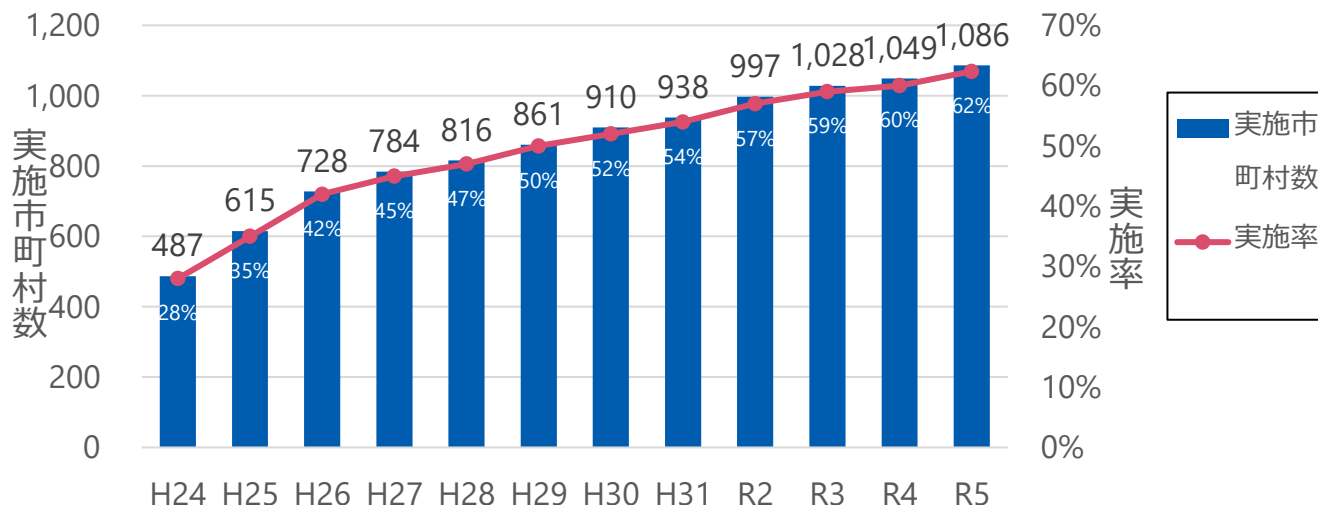
基幹相談支援センター等機能強化事業について

基幹相談支援センター等
機能強化事業の実施状況

市町村数：1,741

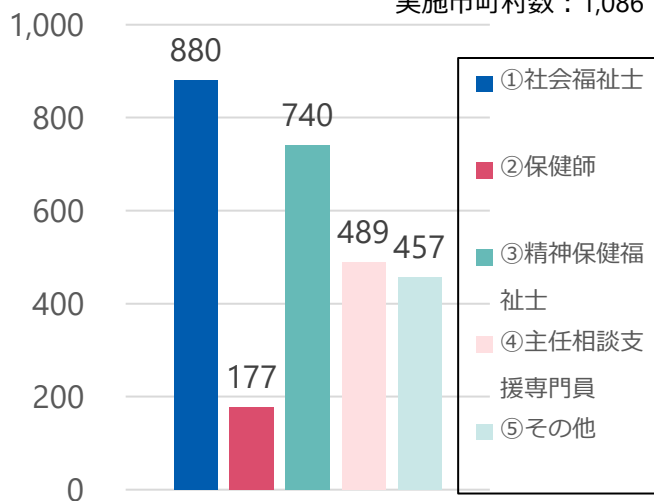


基幹相談支援センター等機能強化事業の実施状況（経年比較）



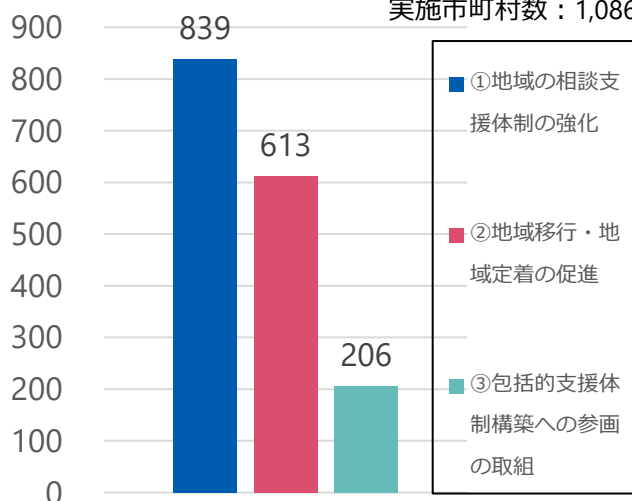
基幹相談支援センター等
機能強化事業の専門職員の資格

実施市町村数：1,086



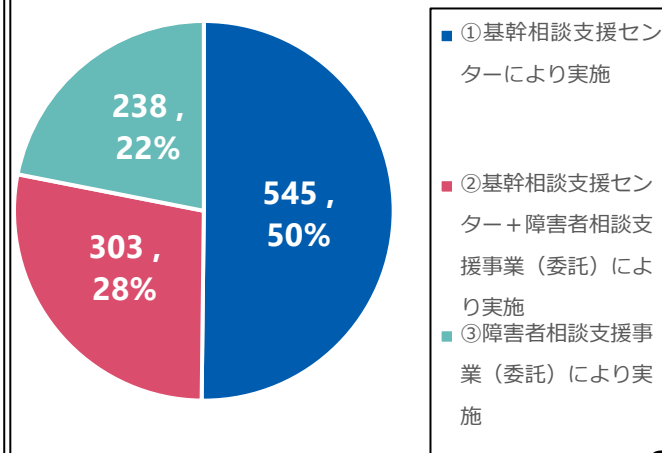
基幹相談支援センター等
機能強化事業の事業内容

実施市町村数：1,086



基幹相談支援センター等機能強化事業の実施形態

実施市町村数：1,086



令和4年障害者総合支援法等一部改正について

基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と（自立支援）協議会に係る改正事項Ⅰ

相談支援の質の向上に向けた取り組み －人材育成を核とした相談支援体制整備－

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 5. 障害福祉サービスの質の確保・向上)～

<事業所間の学び合いにより地域全体として支援の質を底上げする仕組み>

- 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援が行われているかという観点から、それぞれのサービス内容に通じた専門的な知見を有する者が参画する仕組みが馴染むサービス類型もあると考えられる。特に、通所系・訪問系サービスにおいては、地域の事業所が協働して、中核となる事業所等が中心となって、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、地域全体として支援の質の底上げを図る仕組みを検討することが必要である。この仕組みの検討に当たっては、適切な主体が中核となって実施することが必要であり、その担い手の一つとして、(自立支援)協議会の活用も有効と考えられる。
- 具体的には、障害児通所支援においては、今通常国会に提出された児童福祉法改正法案において、児童発達支援センターは地域の障害児支援に関する中核的な役割を担うこととされている。こうした枠組みを活用し、児童発達支援センターにおいて、各事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、より良い支援の提供につなげていくことを検討することが必要である。
- また、計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の作成等を通じて利用するサービスの種類や量の決定に関与するなど、障害者の生活全般に影響を及ぼすこと等から、すでに地域で協働して(基幹相談支援センター等が中心となって)業務やプランの点検(プロセス評価)等に取り組みつつあるところであり、引き続きこうした取組を推進していくことが必要である。

<利用者・地域のニーズに応じたサービス提供であるかという観点からの評価の仕組み>

- 利用者本人の希望やニーズに応じたサービス提供を行うことは、全ての障害福祉サービス等における支援の基本であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、すでに事業者の自己評価及び利用者(保護者)評価を指定基準上義務付けており、実施しなかった場合の報酬減算によるペナルティも設けるとともに、評価ガイドラインも示している。このような利用者評価については、全ての障害福祉サービス等において重要なものと考えられ、将来的には、指定基準において実施を求めていくことが望ましい。
- ただし、利用者評価についても、評価の参考とするための評価基準をサービス類型ごとに示すことが必要であり、サービスごとに順次検討し、対象を拡大していくことが適当である。その際、まずは上記のとおり、グループホームや障害者支援施設について検討する「地域連携運営会議(仮称)」方式の一環として、利用者からの評価についても当該会議の議題として取り上げることを想定し、検討していくことが必要である。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第3号）

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

「助言・指導」の価値観の問い直し
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

○地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証



支援の質の均てん化、向上

① 支援の検討・検証の場の設置・運営

② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【協働の基盤】関係性の構築

- ① 共通の知識と認識（理解）のもと
- ② 共に考える

主任相談支援専門員養成研修 + α

「相談支援の手引き（仮称）」

「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」

「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

地域の相談支援体制の強化に向けた報酬や事業の活用

計画相談支援



【地域での取組について】

(主に) 場に参加する・育成に協力する

計画相談支援・障害児相談支援

質の向上のための取組を実施している事業所に対する報酬上の評価を充実

●機能強化型基本報酬（Ⅰ）～（Ⅳ）

複数事業所の協働体制の活用

・新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員・主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

※複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても要実施。

・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること等。

●主任相談支援専門員配置加算

・常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を行う体制を確保した場合に算定可(事業所外の従業者に対しては告示上任意だが、対象となる従業者が当該事業所に不在の場合は必須)。

●地域体制強化共同支援加算

・地域生活支援拠点等である事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他事業者と共同で利用者等に対応し、協議会に報告した場合に算定可。

相談支援従事者養成研修カリキュラム改定⇒実習の必須化

※より業務実施地域に近いところでの小規模分散化した演習の実施
主任相談支援専門員の創設

地方自治体



基幹相談支援センター



【地域での取組に対し】

機会や場を作る・継続的に実施する

自治体・基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する体制を整備し、継続的に取組を実施

●第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）

・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する（成果目標）。活動指標は以下の3点。

- ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ②地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
- ③地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

●基幹相談支援センター等機能強化事業

・上記は基幹相談支援センター等機能強化事業のメニューのひとつであり、市町村は基幹相談支援センターの設置や機能の見直しを適宜検討する必要。

令和4年障害者総合支援法等一部改正について

基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と（自立支援）協議会に係る改正事項Ⅱ

「地域づくり」と（自立支援）協議会

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

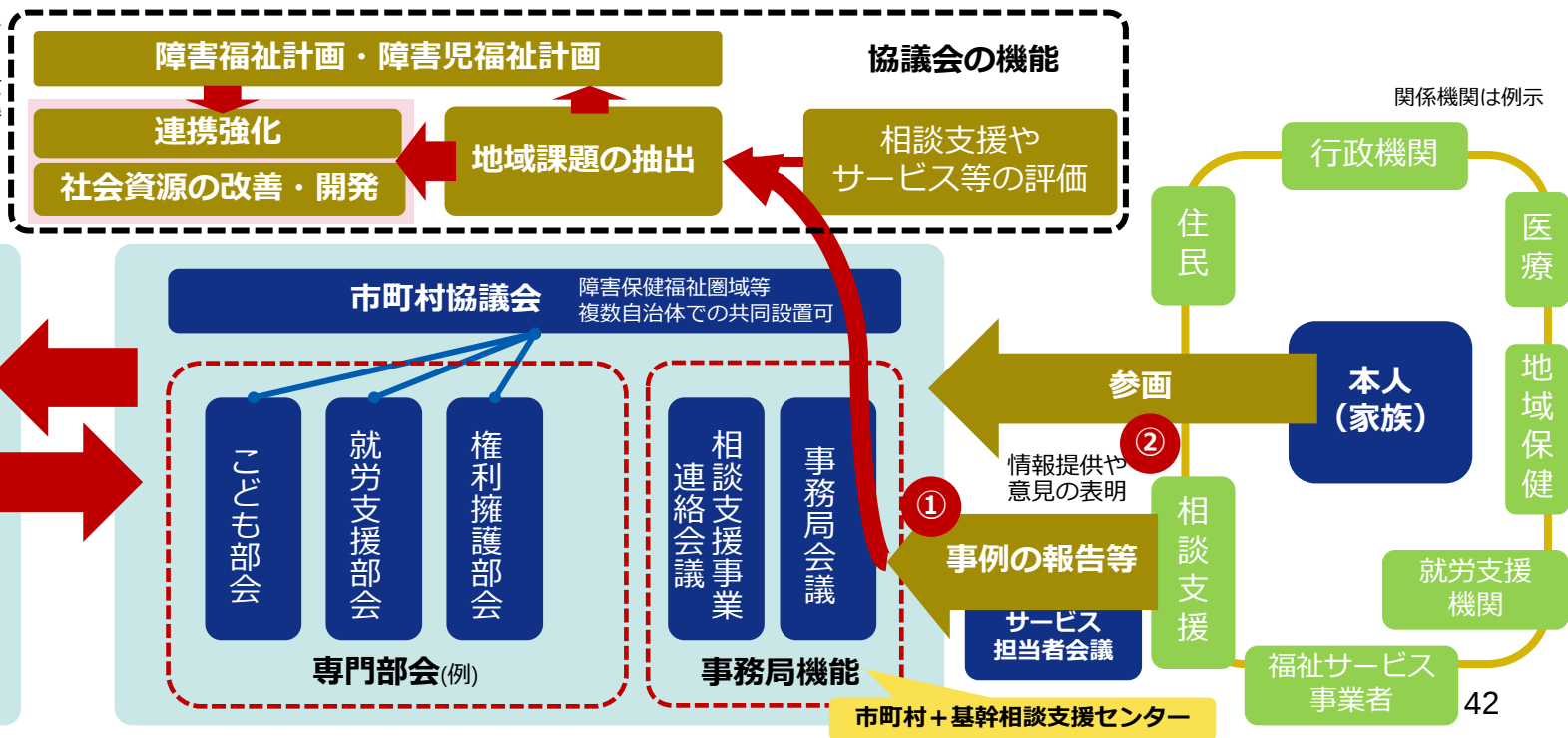
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかにした本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



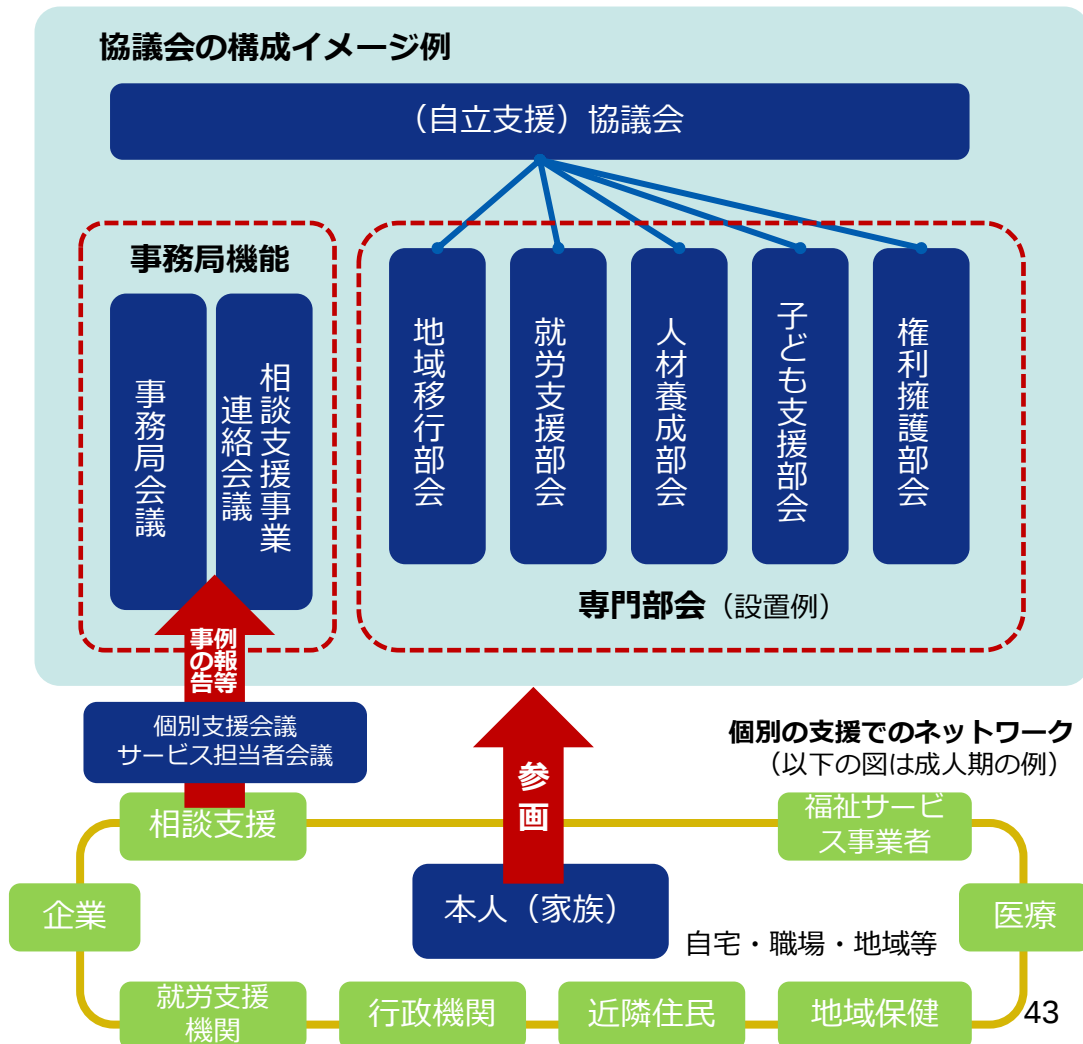
市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）



基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第4号）

令和6年4月1日施行

「第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（「関係機関等」）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

これらは相互に関係

①（自立支援）協議会の運営に参画し、市町村と協働

マクロ

- 
- ・当然のことながら「地域づくり」の活動は幅広いものが想定されるが、障害者総合支援法では、**その活動の核として**、協議会を通じた「地域づくり」に参画することについてを規定。

②（（自立支援）協議会の）基盤となる「地域づくり」の活動

メゾ

マクロ

- 
- ・管内の（特に計画相談支援）相談支援事業所のバックアップ等を通じた活動（ミクロ～メゾのつながり）
 - 連携： 関連分野の多職種連携・他分野等の連携・地域住民との連携・広域連携
 - ・課題・テーマ別の取組の推進

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」例

○ (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村等と協働

① 計画相談支援事業所・市町村相談支援事業の担当者等と連携し個別の課題を検討し、地域の課題を抽出。【事務局会議・相談支援部会等】

- ・計画相談支援・障害児相談支援事業所の地域づくりの取組や協議会への参画を推進。
- ※機能強化型基本報酬（複数事業所の協働体制）や地域体制強化共同支援加算の活用

② 整理した課題について、専門部会等で検討すると共に、実際の課題解決に向けた取組を推進。

- ・資源の開発は新規創発だけでなく、既に地域にあるものに障害者等がアクセスできるようにする等の改善も重要であるとともに、必要な関係者に主体的に参画してもらえようとする働きかけと当事者を含む関係者の（小さくとも）成功体験の積み重ねが重要。そのためにも進捗管理や振り返り（評価）が重要。

③ 連携：他分野等との連携・地域住民との連携・広域連携

- ・障害福祉サービス事業所のみならず、保健・医療・教育・就労等のライフステージにも応じた様々な関係機関、広域の（専門的）支援機関との連携や地域住民等も含めた取組の推進。都道府県協議会との連携。
- ・他法他施策による相談支援との連携や重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の包括的支援体制整備、地域共生社会の実現に向けた取組の検討・参画。

④ 計画的な体制整備

- ・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定への関与や進捗管理・評価。

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

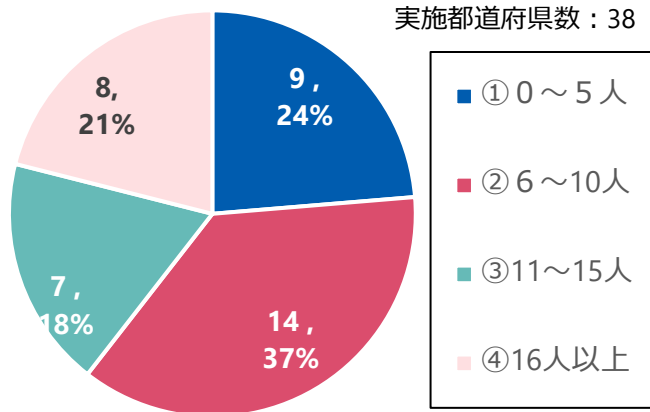
留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

都道府県相談支援体制整備事業について

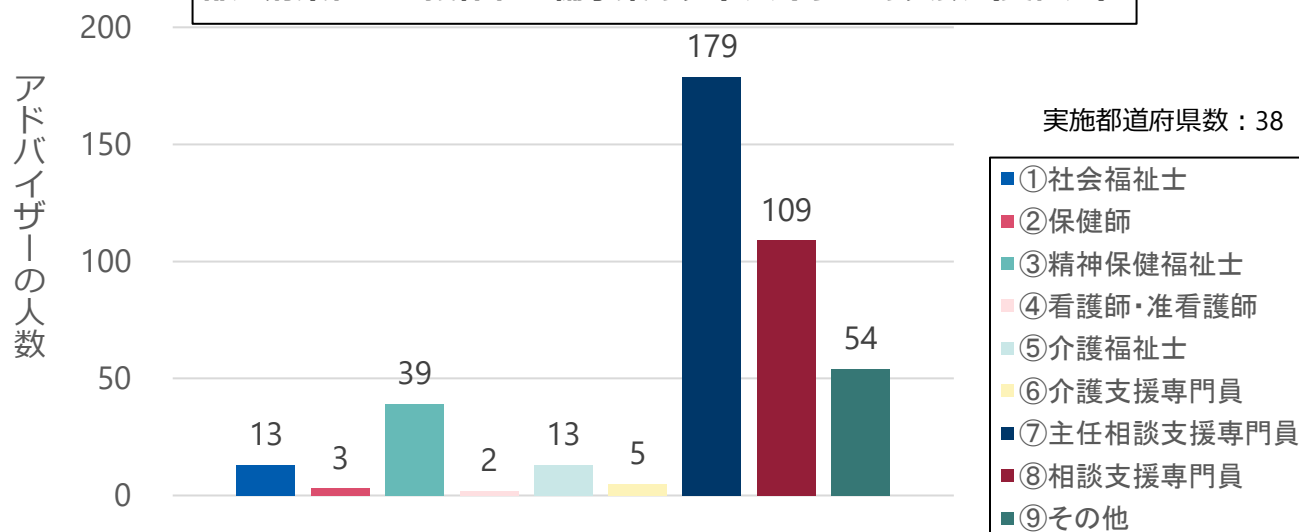
都道府県相談支援体制整備事業の
アドバイザーの人数

実施都道府県数：38



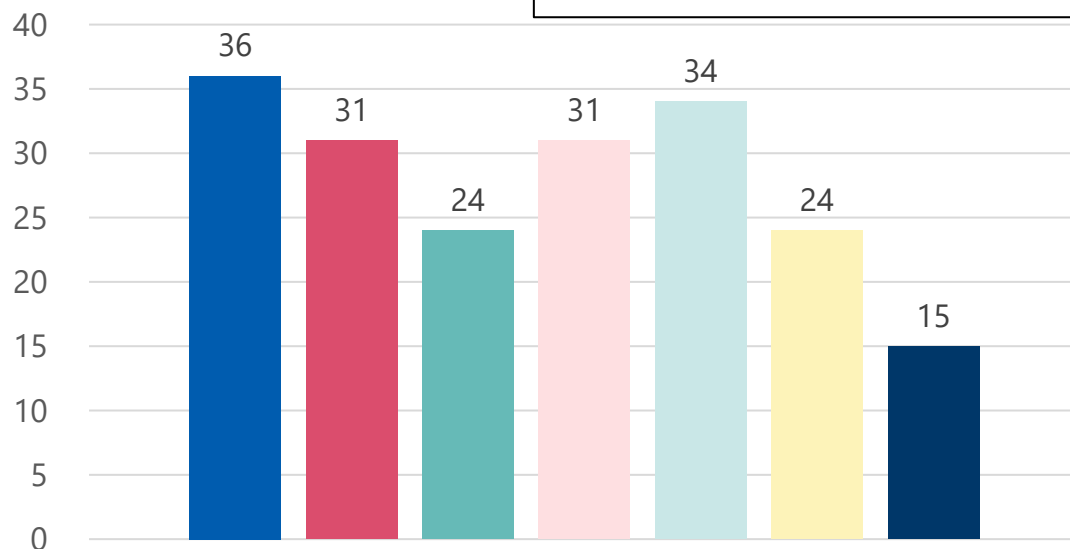
都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの人数（資格別）

実施都道府県数：38



都道府県相談支援体制整備事業の業務内容

実施都道府県数



- ①地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ②地域では対応困難な事例に係る助言
- ③地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
- ④広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ⑤相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ⑥地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助
- ⑦その他

※複数回答可であるため、合計数は実施都道府県数と一致しない。